

○ 財務省告示第二百三十八号  
平成二十一年六月八日施行規則  
件等を次の一とおり告示する。  
政府短期証券の規定に基づき、  
資金調達事務取扱規則(平成十  
一年七月八日)に規定する。政  
府短期証券の発行は、平成十一  
年大蔵省令第六号(平成二十  
一年六月八日)による。

二 一 条 二 令  
の法發号名稱及び記  
條律行項及の根拠  
並びに之を依る

四 三 二 一  
發行方法の適  
用振替法の適

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用「平成十九年法  
市る参て札發によ「競争は受けるも」とい  
場も加、「と行る価に日けるも」とい  
特の者財同「發行格付本銀のう。」  
別にご務時と行競し銀行のう。  
參よと大にい「以争て行るとし。」  
加るに臣行う。下入行とし。  
者発応がわ。」  
・行募各れ及「札わする。」  
第へ限國るび価「れ。」  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

國庫短期財務大臣与謝野馨  
(第二十九回)

九 八	七	六	五
	口 イ	口 イ	口 イ
振額最 替額 単位 金	払 入価・別債札格 第参市發競金 發競I加場行爭額	發 入価・別債札格 第参市發競 發競I加場行爭額	募 入価法入 札格決 定の 行争
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千四二五 四千兆 百百万三 円七七千 一千二 二八百 億百八 六円十 百九 三億八 三十二 二千七 一万七 六百	額六額 面千面 金万金 額円額 でで 四五 千兆 百三 七千 三十 三百 十四 四億	込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募應 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申應りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発			
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發			
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日			
平 成 二 十 一 年 六 月 八 日 八 日 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 通 知 つ 。 き 百 円 に	額 面 金 額 と 、 支 き は 、 期 九 年 九 月 七 日 行 休 業 業 に	償 還 期 限 償 一 年 九 月 月 日 日 に	當 た だ し と 一 年 九 月 月 日 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 期 九 年 九 月 七 日 行 休 業 業 日 に	十 五 面 錢 三 厘 百 六 毛 上 の 九 十 九 九 円 九	額 面 格 金 額 百 円 以 上 に の 九 ぞ れ 九 九 円 九	額 面 格 金 額 百 円 以 上 に の 九 倍 十 三 厘 百 六 毛 上 の 九 ぞ れ 九 九 円 九	の 記 載 又 は の 記 錄 、 に 、 よ る も の と